

高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金 Q & A

1. 高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金について

Q 1 この給付金の目的は何ですか。

昨今の光熱費や食材料費等の物価高騰において、国が定める公定価格により経営している医療施設等では、物価高騰の影響を価格に転嫁することができず、運営経費の負担が増大していることから、サービスの安定的な提供を継続できるよう給付金を支給するものです。

Q 2 支給額はいくらになりますか。

施設の種別により給付額は異なります。詳細は次の表をご確認ください。

1 支給対象事業所・施設	2 給 付 額（基準単価）
病 院 ※1	390,000 円 + 4,000 円 × 病床数（休床分を除く）
有床診療所（医科） ※1	269,000 円 + 4,000 円 × 病床数（休床分を除く）
無床診療所（医科・歯科）※1	1 施設 × 85,000 円
薬 局 ※1	1 施設 × 42,000 円
訪問看護ステーション ※1	1 施設 × 42,000 円
助 産 所	1 施設 × 20,000 円
施 術 所 ※2	1 施設 × 12,000 円

※1 対象となる医療機関（病院、医科及び歯科診療所）は保険医療機関とし、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。

※2 対象となる「施術所」は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）（以下「あはき法」という。）第 9 条の 2 第 1 項及び第 9 条の 3 又は、柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき知事に届出を行っている施術所の開設者であり、かつ今後も業務を継続するもので、療養費の受領委任の取扱いを行う施術所、または償還払による保険診療を行っている施術所が対象となる。（ただし、休業の届出を行っている施術所及び休業状態にある施術所は、要件を満たさないものとする。）

また、同じ住所地（建物内）において、あはき法と柔道整復師法の両方を開設している場合はいずれか一方のみを対象とする。

※3 公立施設は対象外とする。

※4 「高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金」の給付を受ける場合は、本事業の対象としない。

Q 3 支給された給付金の用途制限はありますか。

用途制限はありません。なお、実績報告も必要ありません。

ただし、虚偽の申請があった場合は、給付金の返還となります。

Q 4 給付金は法人税や所得税の課税対象になりますか。

対象になります。詳しくは、管轄の税務署にお問い合わせください。

Q 5 給付金は、消費税の課税対象になりますか。

消費税の課税対象にはなりません。（不課税）

※消費税は、事業として何かを売ったり、貸したり、サービスを提供した際に、その対価として得られる売上に対して課税されるものです。本給付金は、サービス等の対価として支払うものではないため、消費税の課税対象にはなりません。

2. 給付金の支給対象施設について

Q 6 どのような施設が対象になりますか。

所在地が高知県内にあり、令和8年1月1日までに開設している事業所・施設が対象になります。なお開設許可が必要な施設は、令和8年1月1日までに開設許可を受け、申請日時点で開設している（廃止していない）必要があります。

※次のいずれかに該当する者が設置する事業所・施設は、対象外になります。

- (1) 設置者が国、県又は市町村
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 県税に滞納がある者
- (4) 上記のほか、本給付金の目的に照らして適当でないと認めた者

Q 7 休止中の事業所は対象になりますか。

令和8年1月1日時点で休止中の事業所・施設は、給付金の対象になりません。

Q 8 事業所・施設は高知県内にあるものの、本社（本部）が高知県内にない場合は対象になりますか。

本社（本部）が高知県外であっても、高知県内を所在地とする事業所・施設が存在する場合は当該事業所・施設分については対象になります。

ただし、県外に所在する事業所・施設分については、本給付金の対象外であり、申請できません。

Q 9 同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町村）から受けている（又は受ける予定がある）のですが、県の給付金を申請することができますか。

可能です。

ただし、県の給付金を受給した場合に他団体の給付金を受けることができるか否かは、他団体の支給要件をご確認ください。

Q10 高知市所在の事業所・施設は対象になりますか。

高知市に所在する事業所・施設は、対象外になります。高知市が実施する物価高騰対策事業をご活用ください。

ただし、県の開設許可を受けている病院は、所在地が高知市であっても対象となります。

Q11 自由診療のみを扱う医療機関、施術所は支給対象になりますか。また、保険指定を受けていない薬局は支給対象になりますか。

公定価格のため医療費に転嫁できない医療施設等の支援を目的としていますので、支給の対象ではありません。

Q12 同じ住所地（建物内）で、複数の施設を運営している場合、施設単位で支給を受けられますか。1施設のみしか支給対象にならないでしょうか。

施設単位の支給になります。

例えば、A法人が病院と訪問看護ステーションを運営している場合、病院と訪問看護ステーションどちらの支給も受けられます。

なお、「高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金」を申請する訪問看護ステーションは、対象外になります。

※施術所については取扱いが異なりますので、Q13をご確認ください。

Q13 同じ住所地（建物内）で、整骨院と鍼灸院を開設している（それぞれ開設届出等を行っている）場合は、給付金はいずれの施設でも申請できますか。

同一の開設者が同一の場所で運営する施術所については、一つの施術所としてみなしますので、重複申請はできません。いずれか一方の施設より申請してください。

Q14 施術所の開設者であり、出張施術業務者としても届出をしている場合は、重複申請ができますか。

同一住所である場合は一つの施術所としてみなしますので、重複申請はできません。施術所の所在地と出張施術業務者の届出住所が異なる場合は、別の施術所としてみなしますので、要件等を満たしていればそれぞれの施術所で申請ができます。

す

Q15 ひとつの法人が複数の支給対象事業所・施設を運営している場合は、事業所・施設単位、それとも法人単位で申請となりますか。

法人が運営する高知県内に所在する施設分をとりまとめて1回で申請してください。

Q16 病床数は、令和8年1月1日時点で病院又は有床診療所にある全ての病床が対象になりますか。

休床中の病床及び介護療養病床は対象外になります。

それらを除いた数で申請してください。

Q17 令和8年1月1日時点で全ての病床を休床している場合は、有床診療所で申請できますか。

無床診療所で申請してください。

Q18 高知市に病院と訪問看護ステーションがあるが、まとめて申請できますか。

病院は申請できますが、訪問看護ステーションは対象外になります。

訪問看護ステーションについては、高知市が実施する物価高騰対策事業が対象となります。

3. 申請方法について

Q19 給付金はいつごろ支給されますか。

給付金の支給は、令和8年7月下旬から順次開始予定です。申請書等の審査完了から振り込みまで1~2ヶ月程度を想定していますが、申請書に不備があり修正に時間を要した場合等は、遅れる可能性があります。

Q20 申請書類の提出方法はどのような方がいいですか。

原則、電子申請で申請してください。視覚障害のある方や、インターネット環境がない方は郵送での申請を受けます。

【問い合わせ先】

電 話 番 号 : 050-3096-8519

受 付 時 間 : 午前8時30分~午後5時15分(土日祝日を除く)

メールアドレス : iryou_koutoutaisaku_kochi@global-cast.jp

F A X : 092-753-6315

【郵送による申請の場合の提出先】

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神 4-2-36 天神第一ビル 3 階

株式会社グローバルキャスト 福岡営業所

高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金事務局

（申請期限：令和 8 年 7 月 22 日（水）※当日消印有効）

なお、申請書類到着状況を申請者側で確認できるよう、郵送される際には、書留、簡易書留、レターパック等追跡ができる方法での郵送を推奨しています。

普通郵便など追跡できない方法で送られても問題はありませんが、受理確認を目的とした問い合わせには対応できません。

Q21 申請書類には何が必要ですか。

以下の 4 種類の書類をご準備ください。

- ①給付金申請書（第 1 号様式）
- ②事業所・施設別申請額一覧（別紙様式 2）
- ③県税の滞納がない旨を証明する納税証明書
- ④給付金を振り込む口座の通帳のコピー

Q22 県税の滞納がない旨を証明する納税証明書はどこで入手できますか。

県税事務所で発行しています。詳しくは各県税事務所にお問い合わせください。

全税目について滞納がないことが証明された納税証明書の提出をお願いします。

Q23 納税証明書は非課税なので提出しなくていいですか。

非課税の方でも納税証明書は取得できるので提出する必要があります。

Q24 納税証明書はいつ取得したものでもいいですか。

申請日前 3 ヶ月以内に発行されたものを提出してください。また、原本を提出してください。

Q25 視覚障害のため県税事務所へ行くことができないがどうすればいいですか。

希望する方に限り「県税完納情報の提供に係る同意書」と「本人確認書類の写し」を、申請書類に添付していただくことで、納税証明書に代わるものとし、完納状況の確認は県が行います。

Q26 視覚障害のため、申請書に記入ができません。代筆でもいいですか。

代筆で構いません。

ただし、代筆の申立書と代筆者の本人確認書類の写し、申請者の障害者手帳の写しを添付してください。

Q27 本人確認書類とは何ですか。

マイナンバーカード、健康保険証、障害者手帳、パスポート、年金手帳などがあります。

Q28 提出した書類等は返却してもらえますか。

申請手引きに記載のとおり、提出した書類等の返却はできません。

Q29 申請書類を書き損じました。新しい申請書類はどこで入手できますか。

下記ホームページに掲載しています。書き損じた場合など、新しい申請書類が必要な場合は、ホームページよりダウンロードしてください。

事務局ホームページ → <https://iryou-koutoutaisaku-kochi.jp>

ネット環境が無い場合は、高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金事務局へ連絡して、送付を依頼してください。

Q30 申請書の書き方がわかりません。

申請書の記入例と手引きを同封していますのでそちらをご参照ください。それでもご不明な場合は、事務局まで問い合わせてください。

4. その他

Q31 申請書類の到着確認や審査状況、給付金の支給日等が知りたいです。

個別の進捗状況をお答えすることはできません。申請書に不備がある場合は、事務局から申請書に記載された連絡先にご連絡します。

Q32 申請内容について、電話やメールで照会が行われることはありますか。

申請書に不備があった場合等には、修正をお願いするために事務局から連絡をすることがあります。

事務局から問い合わせをする場合の発信元は次のとおりです。特殊詐欺にはご注意ください。

電 話 番 号：050-3096-8519

メールアドレス：iryou_koutoutaisaku_kochi@global-cast.jp